

議案第134号

さいたま市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消防団条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団条例（平成13年さいたま市条例第282号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 <u>(1)</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 <u>(2)</u> [略]	(欠格条項) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 <u>(1)</u> 成年被後見人又は被保佐人 <u>(2)</u> 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 <u>(3)</u> [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。